

## 市第 6 号議案 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の 実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正

### 1 提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。「以下「規則」という。）の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、「横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例」（平成 26 年 9 月横浜市条例第 50 号。以下「条例」という。）の一部を改正する必要があるので提案します。

### 2 介護保険法施行規則改正の趣旨

#### (1) 主任介護支援専門員の定義変更

主任介護支援専門員は、介護支援専門員が主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了することにより資格を得ますが、従来の介護保険法施行規則では、主任介護支援専門員の定義として、主任研修及び主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）を両方修了することが条件であるようにも解釈される条文となっていたため、定義を変更したものです。

#### (2) 主任介護支援専門員の更新期間起算日の定義変更

主任介護支援専門員の更新期間は、主任研修または更新研修修了から 5 年を超えない期間とされています。従来の介護保険法施行規則では、資格更新後の 5 年を超えない期間の起算日を更新研修の修了日としており、実質的には 5 年よりも短い期間で更新される場合があったため、これを原則 5 年ごとに更新されるよう見直しを行ったものです。

### 3 条例の改正内容

規則の一部改正に伴い、条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員の定義及び主任介護支援専門員の更新期間起算日の定義を変更します。

改正前	改正後
主任介護支援専門員（省令第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人	主任介護支援専門員（ <u>介護支援専門員であって、省令第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日から起算して 5 年を経過した者にあつては、当該研修を修了した日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。</u> ）その他これに準ずる者 1 人

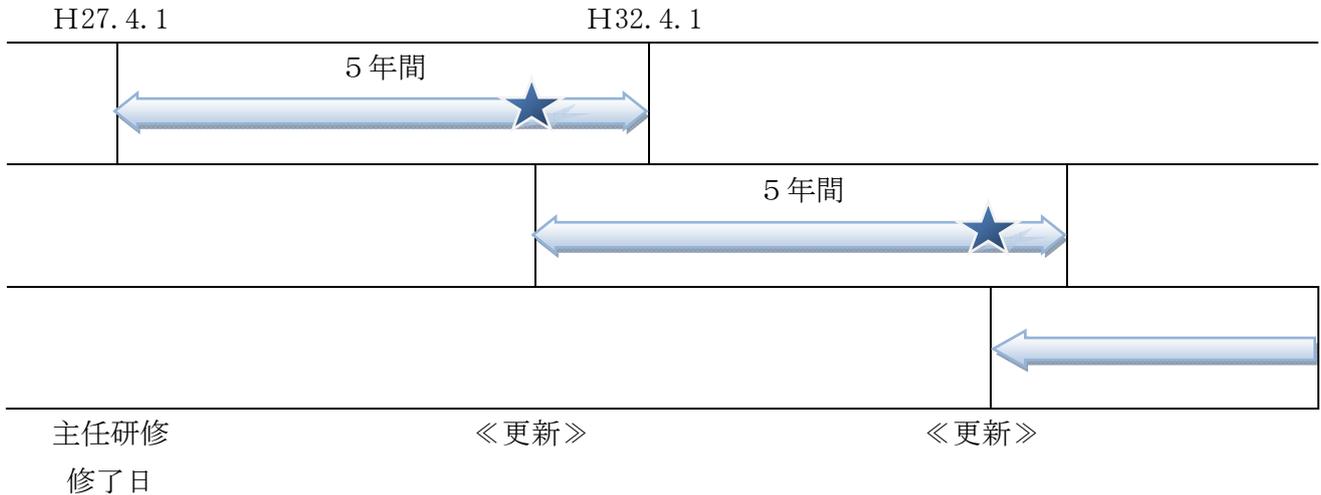
### 4 条例の施行予定日

公布日

裏面あり

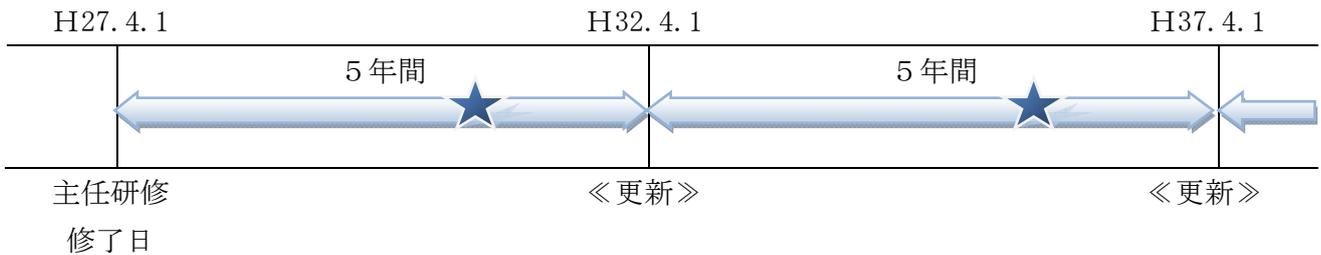
《改正前》

主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者



《改正後》

主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、主任介護支援研修を修了した者（当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者は、当該研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者



【凡例】

主任介護支援専門員研修：主任研修

主任介護支援専門員更新研修：主任更新研修（記号：★）